保護者用

《緊　急　時　マニュアル》

(2011 年 10 月改訂)

学童保育所

住所　　：

電話・FAX　　：

メールアドレス　　：

第一避難（待機）先：学童保育所・室内

第二避難（待機）先：学校校庭・学校体育館・〇〇公園・など

特定非営利活動法人　松戸市学童保育の会

もくじ

１、 はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

① 緊急時マニュアルについて

② 学童の責任範囲について

③ 避難場所（待機場所）

④ 緊急時の連絡方法

２、 災害別の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ ４

① 台風

② 地震・火災

③ 不審者・事件

④ 病気・けが・交通事故

⑤ 児童がいなくなったとき

⑥ インフルエンザ等で学級閉鎖・学校閉鎖のとき

３、 災害用伝言ダイヤルについて ・・・・・・・・ ８

４、 松戸市の応急救護所 ・・・・・・・・・・・・・ ９

注：学童保育所を「学童」と省略して記載します。

１、 はじめに

①　緊急時マニュアルについて

2011 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災は多くの教訓を残すものとなりました。
この教訓を基に運営規約第 11 条（非常時の対応）にある「緊急時マニュアル」の改訂を行い、「保護者用」と「指導員用」の 2 種類とします。

ア)「保護者用」は、非常時の対応の仕方、連絡や児童の引渡しなど、原則的な判断基準や保護者と指導員の連携を図ることを目的にしています。

イ)「指導員用」は、日ごろの備えや非常時の安全確保や避難の仕方、保護者との連携など具体的な対応を目的にしています。

このマニュアルを基本として、各学童の立地や避難先などの条件に合わせた対応をお願いします。

運営規約第１１条　（非常時の対応）
非常時の開所・閉所などに関しては、原則として当該小学校の対応に準じます。また、別途、「緊急時マニュアル」を定めます。
２　災害時に備えて、各学童保育所の連絡体制を定め、保護者の皆さんの協力を仰ぎます。
３　学校休業日の開所・閉所に関しては、警報は閉所、注意報は開所を原則として、理事会で判断し、各学童保育所に通達します。
４　各学童保育所において、安全が確保できないと当該職員が判断したときは、理事会の承認を得て、閉所などの対応をとることが出来ます。

②　学童の責任範囲について

ア）当法人の責任範囲は「入所登録児童」で「保育の管理下」となります。
「保育の管理下」とは学童に出席中あるいは出席予定の児童で、「学校～学童～自宅（学校がある日)」「自宅～学童～自宅（学校休業日)」の行き帰りになります。

イ）学校の終業時間前や学童を欠席あるいは欠席予定、習い事など家庭の都合による外出等は保育の管理下ではありませんので、当法人の責任範囲外になります。

ウ)「保育の管理下」の場合は、災害に応じて全員の児童引渡し終了まで保育を行います。

③　避難場所（待機場所）

ア）表紙に記載しています。

④　緊急時の連絡方法

ア）学童から保護者への連絡方法

・全員にメールを一斉配信します（メール登録保護者になります)。
・必要に応じて個別連絡をします（保護者の電話・メール、保護者の職場等へ)。
・保護者と連絡が取れない場合、児童票に記載されている緊急連絡先に連絡します。
・通信が使えない場合（学童外に避難、通信の不通など）は、学童に張り紙をして知らせます。
・学童に来られた他の保護者等に、伝言を依頼することがあります。

イ）保護者から学童への連絡方法

・電話、メール等でお願いします。ただし、学童外に避難している場合は連絡が取れないこともあります。
・保護者が直接連絡がとれない場合は、児童票に記載されている緊急連絡先の方、祖父母や知人へ、伝言等を依頼してください。

ウ）電話・メール等の通信が使えない場合

・第一避難先の学童に直接来てください。
・学童外で待機している場合は、学童に待機場所や状況の張り紙をしますので見てください。

エ）その他

・児童票の連絡先（保護者・緊急連絡先）は正確に記入してください。
　また、変更がある場合は速やかに学童に連絡をお願いします。
・児童の安否確認のために、日ごろから学童を欠席する場合は連絡をお願いします。

２、災害別の対応

①　台風

ア）平常日（学校がある日、短縮等含む）の場合は、当該小学校の対応に準じます。

＊学校が臨時休校とした場合

⇒学童は閉所します。

＊学校が始業時間を遅らせた場合（保護者の判断で登校時間を決める場合も含む）

⇒朝の保育は行いません（下校後は行います）。

＊学校が短縮授業にして早めに下校させた場合

⇒保育を行います。

注：保護者のお迎えを早めにお願いします（子どもだけで帰宅をさせないでください）。

＊学校から保護者に児童の引取りの対応をした場合

⇒原則として保育を行いません。学校の対応に準じてください。

イ）学校休業日の場合（春・夏・冬休み、土曜日等）は、天気予報を基に理事会で開所・閉所の判断を行い（原則的に前日の夕方まで）、各学童に連絡します。

以下、原則的な判断基準です。

＊天気予報が警報の場合

⇒原則として学童は閉所します。

＊天気予報が注意報の場合

⇒原則として保育を行います。

注：保護者の送り迎えをお願いします（子どもだけで登所・帰宅をさせないでください）。

②　地震・火災

ア）保育の管理下（保育中、登所・帰宅途中）の児童は、原則として全児童の引渡しが終わるまで保育を行います。

＊子どもだけで帰宅途中の児童には、帰宅の確認を行います。

＊保育の管理下でない児童は、当法人の責任の範囲外になります。
「はじめに」の②を参照してください。

イ）避難（待機）先について　⇒表紙に記載しています。

＊学童・学校が使用できない場合は、行政の判断・指示に準じます。

ウ）連絡方法について　⇒「はじめに」の④に記載しています。

エ）児童の引渡し

＊児童のお迎えをお願いします。

＊翌日になっても保護者等と連絡が取れずに児童の引渡しができなかった場合は、学校・行政機関等と連携した対応を行うことがあります。その場合、学童に張り紙などで状況をお知らせします。

オ）翌日以降の保育開始について

＊災害の状況、施設の状態、行政指導などによって閉所する場合があります。
理事会で判断し、各学童に連絡します（通信が使用できない場合は学童に張り紙をします）。

③　不審者・事件

不審者・事件は学童に直接の被害がある場合（室内に侵入、校庭・公園等での被害）と、直接の被害がない場合（近隣での犯罪等）が想定されます。

どちらの場合も、必要に応じて保護者への緊急連絡で児童のお迎えをお願いすることがあります。

ア）避難（待機）先について　⇒表紙に記載しています。

＊学童・学校が使用できない場合は、行政の判断・指示に準じます。

イ）連絡方法について　⇒「はじめに」の④に記載しています。

ウ）児童の引渡し

＊必要に応じて児童のお迎えをお願いします。

④　病気・けが・交通事故

ア）病気（内科的）の場合

＊児童の様子を観察し、必要に応じて保護者・児童票に記載された緊急連絡先の方に連絡をします。早めのお迎えをお願いします。

＊原則として病院には連れて行きません。

＊内服薬は家庭から持参した薬のみの服用になります。管理・服用は保護者の責任でお願いします。

イ）けが（外科的）等の場合

＊比較的軽症な場合（すり傷、切り傷、打撲等）は、学童で応急手当を行い、保護者に連絡します。

＊指導員が病院での診察が必要と判断した場合（判断に迷った場合も含みます）は、病院に連れて行き、保護者に連絡します。当日以降の通院は保護者でお願いします。

＊医療機関等での治療費は保護者負担になります。完治後に学童で加入している保険の請求を行います。

ウ）交通事故にあった場合

＊交通事故の大小に関わらず、救急車を呼び病院で診察を受けます。

＊交通事故の大小に関わらず、警察に通報します。

⑤　児童がいなくなったとき

ア）登所前の場合

＊欠席連絡がない児童が登所しない時は、保護者に出欠席確認の連絡をします。

＊出席予定の場合は保護者と相談し、必要に応じて学校や近隣などを捜します。

＊保護者と相談し、必要に応じて警察に連絡します。

イ）保育中にいなくなった場合

＊保護者に連絡し、すぐに学校や近隣を捜します。必要に応じて学校に連絡します。

＊保護者と相談し、必要に応じて警察に連絡します。

⑥　インフルエンザ等で学級閉鎖・学校閉鎖のとき

ア）学級閉鎖の場合

＊学級閉鎖期間は、該当学級の児童は学童に登所できません。

＊学級閉鎖になった児童の兄弟は、できるだけ登所をご遠慮していただくようお願いします。

イ）学校閉鎖の場合

＊学童は閉所します。

ウ）その他

＊学級閉鎖が決まった当日（学校に行った日）は保育をします。

＊インフルエンザ等にかかった児童の兄弟は、できるだけ登所をご遠慮していただくようお願いします。

３、災害用伝言ダイヤルについて

【災害用伝言ダイヤル（１７１）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生		
①	１７１をダイヤル	1 7 1				通話料は発生しません
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「１」、再生される方は「２」、暗証番号を利用する録音は「３」、暗証番号を利用する再生は「４」をダイヤルしてください。				
		（暗証番号なし）	（暗証番号あり）	（暗証番号なし）	（暗証番号あり）	
		1	3 [ガイダンス] ４桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 X X X X	2	4 [ガイダンス] ４桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 X X X X	
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。				
		0 X X　X X X　X X X X				
伝言ダイヤルセンタに接続します。※1						
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「１」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。				通話料が発生します※2
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	
		（ガイダンスが流れるまでお待ちください）	1 #	（ガイダンスが流れるまでお待ちください）	1 #	
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の９の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の８の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の９の後シャープを押して下さい。	
		伝言の録音		伝言の再生		
		（ガイダンスが流れるまでお待ちください）	録音終了後 9 # [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の８の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の３の後、シャープを押して下さい。 （ガイダンスが流れるまでお待ちください）	
		[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です	
⑤	終了	自動で終話します。				

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、
「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板　災害用伝言ダイヤル（171）

４、松戸市の応急救護所

応急救護所一覧（災害時にケガをしたときに応急的な医療活動をする場所）

市は大規模な災害が発生したときは、地域で発生する負傷者の応急的な医療救護活動をおこなうため、松戸市医師会等の協力により応急救護所を開設します。

ケガをしたときのために近くの応急救護所を覚えておきましょう。

応急救護所一覧

No.	地域対策本部	施　設　名	所　　在　　地
1	小　　金	殿平賀小学校	殿平賀 339-1
2		小金小学校	小金 355
3	小 金 原	栗ヶ沢小学校	小金原 7-16
4	常 盤 平	常盤平第二小学校	常盤平 4-18
5		常盤平第三小学校	常盤平西窪町 25-1
6		松飛台第二小学校	松飛台 59
7	六　　実	六実第三小学校	六高台 3-141
8	東　　部	市立松戸高等学校	紙敷 2-7-5
9		東部小学校	高塚新田 382-1
10	矢　　切	第二中学校	小山 685
11		大橋小学校	二十世紀が丘梨元町 32
12	本庁第一	相模台小学校	岩瀬 434-2
13		寒風台小学校	松戸新田 316-25
14	本庁第二	古ヶ崎中学校	古ヶ崎 2515-1
15	馬　　橋	八ヶ崎小学校	八ヶ崎 6-53-1
16	新 松 戸	馬橋北小学校	新松戸南 2-1
17		小金中学校	新松戸北 2-16-11

特定非営利活動法人　松戸市学童保育の会

住所　　：松戸市五香２－３５－４　第２弓削ハイマート２０２

電話・FAX　：０４７－３８８－３３４７

メールアドレス：ma0_kai@ybb.ne.jp

＜連携機関＞

◎　　小学校
住所：
電話：

◎　松戸市役所
住所：松戸市根本 387－5
電話：047－366-1111